

京都市告示第454号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで、社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会を京都市公金収納受託者とし、京都市市営住宅の家賃の収納事務の一部を次のとおり委託します。

平成19年3月30日

京都市長 榊本 頼兼

受託者の 名 称	所在地	委託する事務の範囲等
社会福祉 法人カト リック京 都司教区 カリタス 会	京都市中京 区河原町通 三条上るカ トリック会 館内	東松ノ木市営住宅の家賃のうち、 当該市営住宅の管理事務所及び社会 福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会に持参、 郵送されるものの収納業務

(都市計画局住宅室住宅政策課)